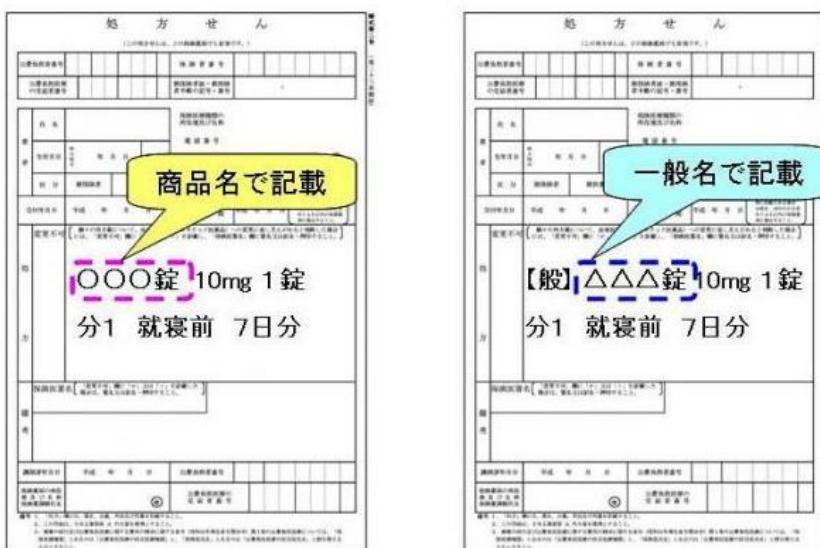


# 処方箋の表記が一般名処方に変更になりました

現在、医薬品の供給不足が深刻化している状況をふまえ、当院でも医薬品供給不足や、流通困難に対応するため一般名処方にすることにいたしました。

## 一般名処方について

- ・一般名処方は、お薬の有効成分をそのまま薬品名として処方することです。
- ・厚生労働省が示している一般名処方の記載方法に準じて  
【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」で記載しております。



## 一般名処方のメリット

- ・一般名処方で記載された処方箋では、製薬会社・先発品・後発品に関わらず、有効成分が同一である医薬品を選択することが可能になり、必要な医薬品を提供しやすくすることができます。(従来通りの医薬品を選択することも可能です)
- ・後発品は先発品よりも価格をおさえることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費削減につなげることができます。

- 一般名処方加算 1 10 点
- 一般名処方加算 2 8 点

ご不明な点などがありましたら受付までお声がけください。